

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止の繰り下げについて	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	3
指定自動車整備事業者の行政処分について	・・・	7

公 示

26C04号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止の繰り下げに関して、下記のとおり届出があったので公示する。

令和8年9月3日

関東運輸局長 澤井 俊

記

1. 事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：26C04

2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

千葉シーサイドバス 株式会社

3. 当初届け出ていた廃止の日

令和8年10月1日

4. 繰り下げ後の廃止の日

令和9年4月1日

5. 廃止日を繰り下げる路線

(長作公民館前交差点～長作交差点～幕張中学校前交差点)

千葉県千葉市花見川区長作町1725-1

千葉県千葉市花見川区幕張町4丁目33-5

3.5キロ

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月3日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B39号 合同会社 すみれ

1. 令和8年7月27日
2. 山梨地区(旧山梨県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を5分に短縮する。

(ア) 特定大型車	D運賃
(イ) 大型車	D運賃
(ウ) 普通車	D運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月3日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B40号 藤牧 宏

1. 令和8年7月27日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車

C運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月3日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B41号 片山 進一

1. 令和8年7月27日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | 上限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年9月3日 関東運輸局長 澤井 俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

26B42号 佐藤 友映

1. 令和8年7月30日
2. 埼玉南部地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車 D運賃

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社カキヌマ

代表取締役 柿沼 幹郎

栃木県鹿沼市仲町1596番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社カキヌマ 車検大学

栃木県宇都宮市長岡町88番地1

認証番号 第6-2320号

指定番号 関東指第6-631号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和8年9月1日 から

令和9年2月2日 まで 155日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の3第1項、第94条の5第1項、第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反

令和8年8月25日

関東運輸局長 澤井 俊